

日独産業協会(DJW)会費規約

会員カテゴリー	年会費 (暦年)	登録手数料 (初年度のみ)	条件
特別会員	3.000 € ~	-	理事会との協議により決定
企業	300 €	30 €	
個人事業	95 €	15 €	個人事業主が個人で営む事業
フリーランサー	95 €	15 €	ドイツ営業法の適用を受けない、ドイツ所得税法(EStG)§18 および事業組合法(PartGG)§1 に基づく活動
組織・団体	100 €	15 €	教育機関や各種団体など、公益またはその他の理由による税制優遇措置の対象となる機関
個人	80 €	10 €	
個人 - 割引	40 €	10 €	小中高生、学士・修士課程在籍者、またはそれに準ずるフルタイムの学生、失業者

(2014年6月30日DJW年次総会にて承認)

別表

1. 日本円口座:

2016年DJW年会費より、日本国内の口座へ、日本円でのお振込みをご選択いただけるようになりました。

会員カテゴリー	年会費 (暦年)	手数料 (初年度のみ)
特別会員	450,000 円	-
企業	45,000 円	5,000 円
個人事業	14,500 円	3,000 円
フリーランサー	14,500 円	3,000 円
組織・団体	15,000 円	3,000 円
個人	12,000 円	2,000 円
個人 - 割引	6,000 円	2,000 円

(2015年10月1日DJW理事会にて承認)

2. 会費額:

- 2.1. ユーロを単位とする通常会員の会費額は、会員総会において承認されたものです(会費規約)。
- 2.2. 円を単位とする通常会員の会費額は、理事会において決定されたものであり、その額は随時変更される可能性があります。円を単位とする会費額は、為替リスクを勘案したうえで、ユーロを単位とする会費額を平均為替レートを用いて換算したものに、日独両国での銀行口座の維持・管理に必要となる小額のコストを加算しております。
- 2.3. 特別会員の年会費額は、理事会との協議、個別の承認を経て設定されるものとし、会員総会において承認される本会費規約の対象とはなりません。
- 2.4. 名誉会員は、会員費の支払い義務が免除されます。

3. 支払い:

- 3.1. DJW は、年会費のみを請求します。
- 3.2. 新規会員については、会費規則に従い、一回限りの入会手数料の支払い義務が生じます。DJW を退会後、再度入会する場合にも、過去に支払った手数料は勘案されず、新たに入会手数料が発生します。
- 3.3. 退会に際しては、9月30日までにDJWへ退会のお届出があった場合は当該年の年会費全額を、上記期限を過ぎて退会のお届出があった場合は翌年の年会費全額についてもお支払いいただきます。
- 3.4. 年会費は、入会后速やかに、ないしは年初に、以下のいずれかの口座にお振込みいただきます。
 - ドイツ国内(ユーロ口座): IBAN CODE: DE62300700240200453900 • BIC/SWIFT CODE: DEUTDE33HAN • Deutsche Bank Düsseldorf • Kontoinhaber: Deutsch-Japanischer Wirtschaftskreis
 - 日本国内(円口座): みずほ銀行(0001)・東京中央支店(110)・(普) 2550613 • 口座名義: ニチドクサンギョウキョウカイ(DJW) / Kontonummer: 2550613 • BIC/SWIFT: MHCBJPJT • Mizuho Bank (Bank Code 0001) • Tokyo Chuo Branch (Branch Code 110) • Kontoinhaber: Nichi Doku Sangyo Kyokai (DJW)
- 3.5. 年会費全額が振込まれるよう、特に海外からの送金に際して発生する銀行・振込み手数料等については、送金側の負担となります。
- 3.6. EUならびにSEPA適用国に銀行口座をお持ちの方は、自動引落しサービスを選択いただけます。初回の引落しは、DJWへの入会時期ならびに自動引落しサービスのお申込み時期により、3月15日、6月15日、9月15日、12月15日のいずれかに実施され、翌年以降は毎年3月15日に引落しが予定されています。自動引落し時には、DJWの資金受取人番号(DE26ZZZ00001239064)および、会員の支払人委任照会番号(原則として会員番号)が用いられます。初回の引落しに際して、また変更の際には、DJWより事前に通知を行います。

4. 割引/カテゴリー変更:

- 4.1. 個人会員費の割引を受けるには、有効な証明書(生徒証、学生証、在籍証明書、失業証明書)の提出が必要となります。これらの証明書は、入会時、また翌年以降は遅くとも3月15日までにご提出ください。DJWから提出を求めることは致しません。DJWとの協議の下、別途提出期日が定められている会員を除き、上記期日までに証明書の提出がなかった場合、自動的に通常個人会員の会員費が適用されます。
- 4.2. DJWの活動の財源は会員費により成り立っていることから、入金完了した会費の返金には応じられません。また会員カテゴリーの変更をご希望の際に、当該年の会員費に剰余が生じた場合にも、差額を返金することは致しかねます。なお暦年途中での会員カテゴリーの変更に伴い、当該年の会員費に不足が生じる場合には、変更後の会員費から既に入金済みの会員費を差し引いた残額をお支払いいただくこととなります。

5. 請求書の送付:

- 5.1. 請求書の発行・送付は、DJW の任意のサービスであり、請求書の有無を問わず、年会費は毎年自動的に支払い義務が生じます。
- 5.2. 請求書は原則、入会時、また翌年以降は年初に、電子ファイル形式で E メールにて送付されます。請求書の郵送には対応致しません。
- 5.3. 請求書は原則としてドイツ語にて発行されますが、ご要望に応じ、日本語または英語のコピーを作成します。

6. 寄付証明書:

- 6.1. DJW の活動に対する財政的支援は、ドイツ国内において税控除の対象となります。
- 6.2. 200 ユーロ以上の寄付金／会員費に対しては、入金確認後、寄付証明書を発行します。200 ユーロ未満の寄付金／会員費に関しては税務署は通常、寄付証明書の代わりとして振込み証明や銀行取引明細書のコピーを受理することから、寄付証明書は発行致しません。
- 6.3. 要望に応じ、円口座へ入金された会費に対する寄付証明も発行しますが、その場合にも会員総会において決定されたユーロを単位とする年会費額に対する寄付証明となります。円を単位とする会費総額については、要望に応じ領収書を発行します。

7. 督促:

- 7.1. 口座情報の記載間違いなどを原因として、また正当な理由のなく引落しを拒否した場合に発生する費用の一切については、支払い側の負担となります。
- 7.2. 2 度目の督促以降、DJW は最低 5 ユーロの督促手数料を請求する権利を有します。督促状の支払い期日を過ぎてもご入金がない場合は、必要に応じ、未納会費の徴収を目的として法的手段をとることがあります。なおそれに伴い発生する費用については、会費の支払い義務を負う者の負担となります。
- 7.3. 書面による督促にもかかわらず、期日を過ぎても会員費納入の義務が履行されない場合など、定款の規定に反する行為に対しては、理事会は当該会員の除名を決議することができます。その場合においても、DJW は未納会費の更なる督促を行う権利を有します。

デュッセルドルフ、2016 年 1 月 1 日